

## 牧港補給地区に放射能汚染の可能性がある土壌が保管されていることに関する 意見書

2017 年 10 月に東村高江で発生した C H53 E 大型輸送ヘリの不時着・炎上事故で、米軍が事故直後に現場から持ち去った土壌が牧港補給地区（キャンプ・キンザー）内で保管されていることが 3 月 24 日の新聞報道で明らかとなった。

県議会米軍基地関係特別委員会で、県側が防衛局から連絡があったことを明らかにしたが、防衛局が米海兵隊から連絡を受けたのは 3 月 15 日であり、浦添市に説明があったのは 3 月 20 日であった。米軍からの連絡は、事故機周辺の土壌を持ち去った直後の時点では北部訓練場に搬出していたが、現在はキャンプ・キンザーの倉庫に保管しているとの内容であった。いつ、どのように移送されたのか、また保管状況や保管期間、今後の処理方法も明らかになっておらず、市民に不安を与えている。

沖縄県と防衛局が現場で実施した環境調査では、放射性物質のストロンチウム 90 と発がん性物質のベンゼンが検出され、いずれの数値も有識者の見解によれば、「人体や環境への影響はないと考えられる」との結果であった。しかし、米軍が現場から大量に運び出した大型トラック 5 台分の土の調査結果はいまだ、公表されていない上、現在もキャンプ・キンザーに保管されていることから市民への健康被害や環境汚染への懸念があり、到底看過することはできない。

これまで本市議会は、キャンプ・キンザー内での火災事故や異臭事故も含め、米軍による事件・事故発生に対し再三にわたり米軍当局及び関係機関に厳重な抗議と事故の発生防止について要求してきたにもかかわらず、またしても市民の命や健康を脅かす事態を招いていることに激しい怒りを禁じ得ない。

よって、本市議会は市民の生命・安全・財産を守る立場から、キャンプ・キンザーに放射能汚染の可能性がある土壌が保管されていることに関して厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 環境調査等を目的とする立入りを速やかに実現すること
  - 2 放射能汚染の可能性がある土壌の保管状況、保管期間、処理方法、調査結果を速やかに市民及び県民に明らかにすること
  - 3 安全管理を徹底し、放射能汚染の可能性がある土壌を速やかに撤去すること
  - 4 迅速な通報・連絡体制の確立と実施に取り組むこと
  - 5 日米地位協定の抜本的な改定を行うこと
  - 6 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）を早期一括全面返還すること
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 4 月 23 日

沖縄県浦添市議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長